

申 告 書

1. 私は居住のための新築住宅又は中古住宅を静岡県清水町内に取得し、5年以上定住します。
取得する住宅は、住宅の建替え、無償譲渡、贈与又は相続によるものではありません。
2. 取得する住宅の所有権を共有する場合は、若者夫婦の持分が2分の1以上です。
3. 世帯員の全員が清水町暴力団排除条例（平成24年条例第16号）に規定する暴力団員等ではありません。
4. 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていない世帯です。
5. 当該助成金に類する他の補助金で、町長が指定する補助金の交付を受けていない世帯です。
6. 取得する住宅の居住用部分の割合は、延べ床面積の2分の1以上であり、かつ、居住用部分の面積が50㎡以上です。
7. 取得する住宅は、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に違反していない住宅です。
8. 取得する住宅が店舗と併用である場合は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく届出を要する事業に供する店舗ではありません。
9. 取得する住宅は、公共工事に伴う移転補償により建築されたものではありません。

上記1～9のいずれも相違ないことを申告します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ